

中国会計稅務實務
2022年第3号

中国組織再編手法の比較-企業合併（吸収合併）、事業譲渡、持分譲渡

本章で、法務、行政、労務並びに稅務の面から企業合併（吸収合併）、事業譲渡、持分譲渡を比較検討する。

項目	企業合併（吸収合併）	事業譲渡	持分譲渡
法務	1) 株主会が企業合併の決議を決定する場合、三分の二以上の表決権を所有する株主の承認を取得しなければならない。 2) 企業合併の場合、合併決議を締結し、BSと財産リストを作成しなければならない。企業は合併決議の決定日から10日以内に債権者に通知し、30日以内に新聞で公告しなければならない。 3) 企業合併前の債務は合併後の存続企業が連帯責任を負う。 4) 合併契約（合意）が発効し、各当事者が既に会計処理を実施しかつ工商新設登記あるいは変更登記が完了した日をもって再編日とする。規定に基づき工商新設登記あるいは変更登記が必要のない場合は、合併契約（合意）が発効し、かつ各当事者が会計処理を実施した日をもって再編日とする。	1) 譲渡は取引双方の自由な経済行為であり、特別な法律規定はない。 2) 譲渡時に債権債務を直接譲渡者に承継することができない場合、事前に債権債務者の承認を取得しなければならない。 3) 譲渡契約（合意）が発効し、かつ各当事者が既に会計処理を実施した日をもって再編日とする。	1) 株主が株主以外の者に持分を譲渡する場合は、その他の株主の過半数の同意を得なければならない。株主は、当該持分譲渡事項を書面によりその他の株主に通知し、その同意を求めなければならない。その他の株主が書面通知の受領日から満30日が経過しても回答しない場合は、譲渡に同意したものとみなす。 2) 譲渡契約（合意）が発効し、かつ持分変更手続が完了した日をもって再編日とする。持分譲渡取引が関連当事者取引である場合、譲渡契約発行してから12か月以内に持分変更手続が履行されない場合、譲渡契約発効日をもって再編日とする。
行政	1) 被合併企業分限に対して、合併決議に基づき抹消または所属企業の変更申請を行う。被合併企業は清算抹消申請を行う。 2) 合併決議に基づき、合併企業の株主及び登録資本金に変更が発生する場合、株主と登録資本金の変更申請を行う。 3) 合併企業は持分で対価を支払う場合、株主持分変更申請が必要である。	譲渡者は持分で譲渡対価を支払う場合、株主持分変更申請が必要である。	1) 買収企業が持分により譲渡対価を支払う場合、株主持分変更申請が必要である。 2) 被買収企業は株主の持分変更登記申請が必要である。
労務	1) 労働契約法では、「企業は合併又は分割等の状況が発生した場合において、元の労働契約は引き続き有効であり、労働契約はその権利及び義務を引き継ぐ企業が継続履行するものとする」とされる。 2) 実務上、勤務地の変更により労働契約書より定められた内容が合併に伴い発生する場合、労働者との間で労働紛争が発生する可能性もある。	1) 労働契約法によれば、被譲渡部門の従業員が譲渡者と雇用契約書を解除し、譲渡者と新しい雇用契約書を締結する場合には、譲渡者は経済補償金を支払わなければならない。 2) 労働者と労働契約の解除について協議により、経済補償金の支払ではなく勤務年数引継ぎについて合意した場合、旧企業は労働者に対する経済補償金の支払義務を負担する必要はない。この場合、労働者は契約法に基づき、新企業と労働契約を解除する、又は新企業が労働者に対して契約の解除もしくは終了を提起し、経済補償金の支払に係る勤務年数を計算する場合には、労働者は旧企業における勤務年数を新企業の勤務年数に合算する必要がある。	持分譲渡については、企業は労働者と労働契約を解除し、新しい労働契約を締結する必要は生じない。そのため、経済補償金の支払義務は発生しない。
稅務	1) 増値税及び付加 納税者が資産再編の過程において、販売を通じ、全て又は一部の現物資産及び関連の債権債務及び労働力を一括でその他の企業又は個人に譲渡することは、増値税の課税対象に該当せず、関連の貨物譲渡、及び不動産と土地使用権の譲渡行為に対し増値税を徴収しない。	1) 増値税及び付加 (1) 納税者が資産再編の過程において、販売を通じ、全て又は一部の現物資産及び関連の債権債務及び労働力を一括でその他の企業又は個人に譲渡することは、増値税の課税対象に該当せず、関連の貨物譲渡、及び不動産と土地使用権の譲渡行為に対し増値税を徴収しない。 (2) 個別の資産譲渡については、増値税関連法令により納税申告を行う。	1) 増値税及び付加 なし
	2) 企業所得稅： 一般性稅務處理： (1) 合併企業が、公正価値に基づき受け入れる被合併企業の各種資産と負債の課稅基礎額を決定しなければならない。 (2) 被合併企業及びその所有者は、いずれも清算に基づく所得を計算しなければならない。 (3) 被合併企業の欠損を合併企業に振り替え補填することはできない	2) 企業所得稅： 一般性稅務處理： (1) 譲渡者は、資産の譲渡に係る所得または損失を確認しなければならない。 (2) 譲渡者が資産を取得することに係る取得原価は、合併企業に承継される。 (3) 譲渡者の関連する所得稅事項は、原則として変更はない	2) 企業所得稅： 一般性稅務處理： (1) 被買収当事者は、持分の譲渡に係る所得または損失を確認しなければならない。 (2) 買収当事者の持分取得に係る取得原価は、公正価値を基礎として確定しなければならない。 (3) 被買収企業の関連する所得稅事項は、原則として変更はない
	3) 特殊性稅務處理 ¹⁾ ： (1) 合併企業が受け入れる被合併企業の資産と負債の課稅期総額は、被合併企業の元の課稅基礎額をもって決定する。 (2) 被合併企業の合併前における所得稅関連事項は、合併企業に承継される。 (3) 適格合併の場合、被合併企業の稅務上の繰越欠損金の控除限度額：被合併法人の純資産の時価×合併取引が発生した当事業年度末時点の國家公布最長期限の國債利率 (4) 被合併企業所有者が取得する合併企業持分の課稅基礎額は、元々に保有していた被合併企業持分の課稅基礎額をもって決定する	3) 特殊性稅務處理 ¹⁾ ： (1) 譲渡者が譲渡者の持分を取得することに係る取得原価は、譲渡される資産の既存の取得原価により決定する。 (2) 譲渡者が資産を取得することに係る取得原価は、譲渡される資産の既存の取得原価により決定する	3) 特殊性稅務處理 ¹⁾ ： (1) 被買収企業出資者の、買収企業の持分取得に係る取得原価は、買収される持分の既存の取得原価に基づき決定する。 (2) 買収企業の、被買収企業の持分取得に係る取得原価は、買収される持分の既存の取得原価に基づき決定する。 (3) 買収企業及び被買収企業の既存の各種資産及び負債の取得原価並びにその他の関連する所得稅事項は、変更は生じない
3) 印紙稅：新設合併企業は、新帳簿で記載される資金に対し、既に印紙稅を納付した部分については納付する必要はない。未納付部分と合併以降に増加した資金に関しては規定に従い印紙稅を納付する。	3) 印紙稅：資産譲渡契約書は財産所有權移轉文書と見なされ、双方は記載される金額の0.05%につき印紙稅を納付する。	3) 印紙稅：資産譲渡契約書は財産所有權移轉文書と見なされ、双方は記載される金額の0.05%につき印紙稅を納付する。	
4) 契稅：企業合併後、被合併企業が存続する場合、合併企業は被合併企業から承継する土地および建物の所有權が免除される。	4) 契稅：土地使用權又は不動産の譲渡がある場合、譲渡者は契稅を納付しなければならない。	4) 契稅：なし	
5) 土地増値稅：企業合併後、被合併企業が存続する場合、合併企業は被合併企業から承継する不動産に対して、一時的に課稅されない。	5) 土地増値稅：固有土地使用權、地上建築物及びその付属物を譲渡し、収入を取得する場合、譲渡者は土地増値稅を納付しなければならない。	5) 土地増値稅：なし	

注1：特殊性稅務處理の適格要件：

- 合理的な商業目的を有し、かつ、稅額の納付を減少させ、免除、または遅延させることを主要な目的としないこと。
- 買収され、合併され、又は分割される部分の資産又は持分の比率がこの通知所定の比率に適合すること。
- 買収され、合併され、又は分割される部分の資産又は持分の比率がこの通知所定の比率に適合すること。
- 再編取引における持分による支払に係る金額がこの通知所定の比率に適合すること。
- 企業再編において持分による支払を取得した原主要出資者は、再編後の連続する12か月以内に、取得した持分を譲渡してはならないこと。

上述の比率の規定は以下の通りである。

- 資産買収については、譲受企業の買収する資産が譲渡企業の全部の資産の50%を下回らず、かつ、譲受企業の当該資産買収が発生した際の特分による支払に係る金額がその取引支払総額の85%を下回らない。
 - 企業合併については、企業所有者が当該企業の合併において取得する持分による支払金額が当該取引支払総額の85%を下回らない。
 - 持分買収については、買収企業が購入する持分の被買収企業の全持分の50%を下回らず、かつ買収企業の当該持分買収における持分による支払金額が当該取引支払総額の85%を下回らない。
- (六) 企業で発生する中国国内と中国国外（香港、マカオ、台湾地区含む）を跨ぐ特分や資産の買収取引は、下記条件を同時に満たす。
- 非居住者企業が100%の特分を直接支配している他の非居住者企業に対して、所有する居住者企業の特分を譲渡し、それによる当該持分の譲渡所得による源泉徴収税の負担に変化が生じない、且つ、讓渡側の非居住者企業が主管稅務機關に対し、3年（3年を含む）以内に所有する譲受側の非居住者企業の特分を譲渡しないことを書面により承諾する。
 - 非居住者企業が100%の特分を直接支配する関係のある居住者企業に対して、所有する他の居住者企業の特分を譲渡する。
 - 居住者企業が所有する資産又は持分をもって、100%の特分を直接支配している非居住者企業に投資する。
- 4) 財政部、國家稅務總局が審査・批准するその他の状況。



致同（GT中国）与GT日本共同設立了中国国内面向日系企业的专业服务机构日本事业部。由日中共同出资，基于当地日系企业的立场提供日式专业服务。
咨询联系方式: Japan@cn.gt.com